

## 【論文】

# 戦前・戦時期における減価償却の理論と実務

— 先行研究の整理と、王子製紙を扱った事例研究の位置づけの検討 —

山下 修平

### 目次

はじめに

#### I 戦前までの減価償却

- (1) 明治以降から昭和初期における減価償却の実務
- (2) 減価償却行動の要因

#### II 戦時期における減価償却に対する認識

#### III 王子製紙を事例とした減価償却の実務

- (1) 先行研究にみる王子製紙の減価償却
- (2) 王子製紙工場決算報告書にみる減価償却

おわりに

キーワード：減価償却，戦前，戦時期，経理統制，王子製紙

## はじめに

本稿は、戦前・戦時期における減価償却の実務に係る先行研究を概観するとともに、戦時期における減価償却に対する当時の会計学者による認識を整理する。そして、戦時期における減価償却の実務に関する事例研究、具体的には、王子製紙工場決算報告書にみる減価償却の実務に係る事例が、会計史研究上どのような位置づけをなすのかを検討することを目的とする。

減価償却は、「固定資産の取得原価を、使用可能期間の効用の消費分を費用化し、配分する手続き」と定義され、その目的は、「適正な期間損益計算を遂行すること」にある（伊藤 2022, 338 頁）。国際会計基準においても、減価償

却（depreciation）について「取得原価（または再評価後原価）から残存価額（residual value）を控除した償却可能価額（depreciable amount）をその耐用年数（useful life）にわたって規則的な方法（systematic basis）で費用配分する方法 [IAS16. 50]」（橋本・山田 2022, 159 頁）と定義される。また、所定の減価償却の方法に従い、計画的・規則的に実施される減価償却を、「正規の減価償却」という（佐藤・河崎ほか 2022, 216 頁）。現代においては、企業会計において、「正規の減価償却」を実施することは、理論上も実務上も求められているといえる。

明治維新以降、日本に減価償却の考え方が持ち込まれてから昭和初期に至るまで、実務において「正規の減価償却」が実施される例は少数であった。しかし、戦時期の統制経済下の日本において、経理も統制されるに至り、減価償却行動に変化がみられる。戦時体制下の会計に関する諸法令は、企業に「正規の減価償却」の実施を促した。とくに会社固定資産償却規則（1942 年施行）は、わが国における減価償却が定着した契機であったと指摘されている（中村 2020, 69 頁）。

戦時期における減価償却の実務の運用状況を明らかにした研究は少ないが、拙稿（2018 ほか）において、王子製紙工場の減価償却実務の一端を明らかにしている。工場決算報告書を用いて、複数の工場における減価償却の運用状況を分析し、戦時期に「正規の減価償却」に近づく実務の一端を明らかにしている。本稿においては、あらためて先行研究を整理し、王子製紙工場決算報告書にみる減価償却の運用状況の変化を明らかにした研究が、会計史研究上どのような意義があるのかを検討する。

本稿における構成は、以下のとおりである。I 章において、明治維新以降から昭和初期にかけての減価償却の実務に係る先行研究を概観する。実務そのものに着目した先行研究と、減価償却行動が何に起因しているのかを分析した先行研究を取り上げる。II 章においては、戦時期におけるいくつかの文献を取り上げ、当時の会計学者が減価償却をどのように捉えていたのかを検討する。戦時統制下という特殊な環境下で減価償却をどのように扱うべきかという論点につき、当時の議論を整理する。III 章においては、いくつかの拙稿を含め、王子

製紙に係る減価償却の事例研究を整理する。戦時期における王子製紙工場の減価償却行動が、会計史・減価償却史研究においてどのような意義を持つのかを示したい。

## I 戦前までの減価償却

### (1) 明治以降から昭和初期における減価償却の実務

本節では、明治以降から昭和初期における減価償却の実務を概観する。拙稿(2014)においてレビューを行った先行研究に加え、いくつかの事例研究を整理する。

明治維新以降、日本に複式簿記の考え方が導入され、減価償却の考え方も持ち込まれることになった。初期に減価償却が実施された事例として、第一国立銀行が知られている。先駆的に減価償却が実施され、全国各地に設立された国立銀行に広まった(高寺1974, 24-57頁)。これは1875年にシャンド<sup>①</sup>によって減価償却の計上を勧告されたことによる。この勧告に従い、同年上半季に第一国立銀行と第四国立銀行において、建物の減価償却がはじめられた。第一国立銀行における1875年上半季における減価償却(当時は「営業用戻シ入」と表現)は3,000円、同年下半季は3,500円、1876年上半季は5,000円と、純益金(償却前利益)に比例して計上していた。1876年には純益金の15分の1を建物の減価償却にあてる旨が、利益金配当定則と定款に定められた(高寺1974, 31-34頁)。

郵便汽船三菱会社の事例研究では、三菱簿記法<sup>②</sup>の運用状況が一部明らかになっている。三菱簿記法が制定される以前は、船価(減価償却費に相当するもの)は、利益の多寡の理由等により必ずしも計上されることはなかった。しかし、1877年の同法の制定以降、減価償却費が計上されるようになる。経営の苦しくなったときを除き、利益のある限りは遵守されていた(山口1998, 26頁)。1885年、郵便汽船三菱会社と共同運輸会社が合併し、日本郵船が設立される。合併までの2社を比較すると、郵便汽船三菱会社ではある程度減価

償却が実施され、共同運輸会社では実施されていなかった（山口 1998, 17 頁, 39 頁）。同業の 2 社ではあるものの、減価償却に対する認識の違いは明らかであった。合併後の日本郵船では、明治 20 年代になると減価償却の規定が守られるようになり、1901 年までは定率法、それ以降は定額法による減価償却が行われ、いずれも残存価額は 0 円として計算された。償却に使用される年率が変化することはあったが、1951 年まで償却の基準が定款に明示された（山口 1998, 154-158 頁）。

高寺（1974）は、（わが国ではじめて法人所得に対して課税が行われた）1899 年当時において、「純益金を算定するにあたり総収入または総益金から営業費または諸経費なみに減価償却金を控除する方法であり、他の一つは…（中略）…利益処分により償却積立金を設ける方法」（高寺 1974, 255-256 頁）があったと指摘している。

具体的な個々の企業における減価償却の事例研究として、久野の一連の研究が挙げられる。久野（1971a, 1971b, 1972a, 1972b）は、明治期創業の 33 の株式会社と 1 つの相互会社、大正期創業の 31 の株式会社、昭和初期創業の 28 の株式会社について、減価償却の運用状況を明らかにし、その問題点を挙げている。

例えば、明治期に創業した倉敷紡績では、明治 32 年上期（明治 32 年 1 月 - 6 月期）の決算で、はじめて「機械代償却金」10,000 円が登場し、「利益金分配ノ事」の名称の利益処分が行われた。「償却」は、明治 32 年上期から明治 40 年下期までの間、每期必ず定期的に償却が行われたわけではないこと、償却額はもっぱら政策的観点から「アトランダム」に決めていると推察できること、明治 39 年上期のみ「器械代減価償却費」「建物代減価償却費」という実体を適当に表明できる用語になっており金額もラウンドナンバーではないことが明らかになっている（久野 1971a, 188-189 頁）。

鐘淵紡績では、大正 14 年から昭和 6 年の一部<sup>(3)</sup>の決算データから、ラウンドナンバーである「固定資産消却金」（500,000 円から 1,000,000 円）が計上されている（久野 1971a, 189 頁）。裁量をもって減価償却費が計上されていたこ

とがうかがえる。

このように、久野(1971a, 1971b, 1972a, 1972b)において、計93もの会社を取り上げ、減価償却の運用状況とその問題点を検討している。そして、明治時代・大正時代・昭和時代(第二次世界大戦の前後まで)に時代を区分し、「減価償却制」と表現して、その特徴を示した。明治時代のもっとも特徴的な取り扱いは、「利益処分案」に利益処分の形で示し、「減価償却(準備)積立金」を開設・累積する方式であり、取替準備という所定の目的を定めた利益性積立金の設定にあった(久野1972b, 76-77頁)。大正時代には、秘密積立金<sup>(4)</sup>政策をとり、「利益処分議案」に処分項目のひとつとして「減価償却金」を計上する方式を採っていた。この場合、特別な利益性積立金を開設するわけではなく、償却性資産価額を直接切り下げていた。欠損期や利益の僅少な期の「利益(処分)償却」は行われなかった。昭和期(第二次大戦の直前後の頃まで)の特色としては、「償却金」の呼称が、次第に「償却費」と改められるようになった点にあった。「償却金(費)」の掲示の場所は、「利益処分議案」から「損益計算書」の末尾に移り、やがて「費用の部」の枠組の中に入っていった。「費用項目としての一般的認識がいっそう徹底」(久野1972b, 77頁)したのはこの時期である。ただし、一部には、「損益計算書」に「償却金(費)」を費用計上すると同時に、「利益処分議案」で別途に「減価償却(準備)積立金」を設定する処理も大正時代から昭和期に入ってからも見られた。「数こそ少ないが「正規の償却」とみられる方式が散見」(久野1971b, 77頁)されるようになった。

そして、明治・大正・昭和の各年代を通して、多くの場合、減価償却は「期間独立損益計算」の観点ではなくて、「取替の財務政策」「投下固定資本の流動化政策」「資本蓄積の政策」の観点であった(久野1972b, 77頁)。償却金額はラウンドナンバーであり、欠損期には償却を行わないケースが多かった。

このように、明治維新以降に、わが国に減価償却の考え方が持ち込まれて以来、昭和初期に至るまで、実務において「正規の減価償却」が実施される例は少数であり、裁量をもって計上されることが多かった。

## （2）減価償却行動の要因

前節で取り上げた先行研究に見られるように、戦前における日本企業において、減価償却の裁量的な行動が見られたことがたびたび指摘されている。本節では、減価償却行動の要因に着目した先行研究をいくつか取り上げる。

小野（2008）は、我が国の戦前期における企業について、所有構造と減価償却行動との関係を検討している。株式会社を、法人大株主企業、専門経営者企業、所有経営者企業に分類<sup>(5)</sup>し、減価償却政策や頻度、償却率などを検討している。

所有経営者企業や専門経営者企業では、償却前利益の水準が減価償却費の多寡に影響を与え、法人大株主企業は償却前利益の水準如何に拘らず比較的安定した減価償却費を計上していた。所有経営者企業においては、大株主の経営への参画それ自体が高い配当や役員賞与の流出につながり、専門経営者企業でも近視眼的な株主の存在が経営者に高い配当を要求する状況が見られた。他方、法人大株主企業では、整備された組織による監視を通じて、短期的な高配当よりも事業会社の長期的な成長を考え、安定的な減価償却政策をとったことが要因であった（小野 2008, 152 頁）。

北浦（2012）は、両大戦間期の日本の電力会社を対象に、外債発行と減価償却行動との関係を検討している。

東邦電力において、1926年4月期以降、外債発行に係る減価償却に関する契約（減価償却会計条項）と社債引き受け会社による監視の下で、契約条項を遵守する減価償却を実施していた。また、1934年10月期以降、経営者のリーダーシップの下で、さらに積極的な減価償却を行うようになった（北浦 2012, 30 頁）。東京電灯では、1928年から1929年の外債発行に係る契約条項に反する減価償却の計上不足に対して、社債引き受け会社が経営介入により会計処理を修正させて社債権者保護を図っていた。さらに、大同電力における減価償却会計条項に伴う減価償却の実施や、日本電力・信越電力における外債発行を契機とした継続的な減価償却の実施が明らかになっている。また、減価償却行動には、社債引き受け会社と会計プロフェッション<sup>(6)</sup>が影響を与えたとされる（北浦 2012, 30 頁）。

北浦（2022）は、1930年代前半の日本興業銀行による役員派遣先企業における減価償却行動を分析している。日本興業銀行の役員派遣を契機として、派遣先企業では、継続的な減価償却の開始、減価償却の増加と利益償却率及び総資産償却率の上昇、派遣1期後における多額の減価償却費の計上、償却対象の拡大がみられた。内部留保の蓄積を目的とし、「債権者の存在による減価償却の促進」が存在したが、「正規の減価償却」の段階には至らなかった（北浦2022, 81-82頁）。

本節で扱った先行研究からは、戦前期の日本企業において、「正規の減価償却」からは離れたところで減価償却の計上金額が決まっていたことがうかがえる。企業が、利益の多寡、株主からの配当の要求、債権者保護といった要因を抱えるなかで、現代において求められるような、所定の減価償却の方法に従い計画的・規則的に実施される「正規の減価償却」を行うまでには至らなかった。

## Ⅱ 戦時期における減価償却に対する認識

本章では、戦時期の減価償却に係る文献のいくつかを取り上げ、統制経済下において減価償却がどのように認識されていたのか、減価償却行動がどうあるべきと考えられていたのかを概観する。具体的には、戦時統制が強化されつつあった時期において、減価償却に係る著書・論考である、田島（1939）、神馬（1940）、沼田（1939, 1940, 1944）を取り上げる（以下、鍵括弧内は引用である）。

田島（1939）は、戦時企業の減価償却はどうあるべきかを論じている。当時の経済体制について、「軍需品の需要激増に伴い、平時に於ける生産設備の総動員ではそれに応じきれない所から、工場の新設拡張が不可避となって、軍需企業中心の経済体制が現出する」とし、戦時下の非常立法のもと体制が整えられるとしながらも「目下の所軍需品の需要は、各軍需工業会社の製作能力を遙に凌駕」していると指摘し、「平常時に於ける理論を、斯る特殊事情の下に適合するやう修正することによって解決され得る」と述べている。そして、戦時

の減価償却について、従来から使用している固定資産と、新たに拡張・新設する固定資産の二つの場合が考えられるとして、それぞれ具体的に問題点を挙げている（田島 1939, 114-115 頁）。

従来から使用している固定資産については、「異常な生産増加の要求に応じ」「強行作業を遂行」し、「従来の一交代制は二交代制乃至三交代制となって、機械設備は極端に酷使される」ため、「機械設備の耐用命数減縮の原因をなす諸種の事象<sup>⑦</sup>が発生する」と指摘している。「普通の償却率は、正常的作業状態を基礎として定められてゐる」ものの、「戦時体制下に於ける軍需企業」は「機械設備の消耗率を考慮して、規定償却率の変更を必要とする」と主張している。どの程度の考慮が必要であるのかは、機械設備の種類・性質・作業の種類・予備機械の有無などにより異なるとしつつ、日本ではこの種の研究はないことから研究が待たれると指摘する。アメリカやドイツでは、学者や実務家による研究<sup>⑧</sup>は行われているとし、償却の促進が必要であると指摘した。ただし、日本では、広く修繕費の計上が認められていること、徴税が技術的に困難であること、税収入の減少の理由により、「我税務当局からは否認されるであろう<sup>⑨</sup>」とし、「経営は独自の立場から行ふ外はない」としている（田島 1939, 115-120 頁）。

新たに拡張・新設する機械設備の減価償却については、「減価償却費を算定するには、その原価・残骸価格及び耐用命数を決定せねばならぬ」と述べ、取得原価・残存価格・耐用年数の決定が重要な論点となることを指摘している。取得原価については、「機械設備の原価を公正するものと然らざるものとに区別すべき」とし、「新設拡張工事を急いだために要したプレミアムの如き特別費用」や「補助金の交付があったような場合」には、建設原価（取得原価）から差し引く必要があると指摘した。耐用年数については、「戦時体制の継続期間」とし、「戦時体制から平時経済へ立帰る時は、消費減退による…（中略）…過剰生産・物価下落に直面する」ことや、「戦時中物資労力の不足せる高物価の下に而も相当に無理をして建設してゐるから、戦後の反動を受けることが大である」ことを理由に、「理論上戦時体制の期間に一致せしむべき」「戦時中



に償却を終るやうにすべき」と主張した。ただし、「税務当局が認容するかは疑問」としている<sup>(10)</sup>（田島 1939, 120-126 頁）。

償却方法については、「戦時体制下の好況が何時迄継続するかの見透しが困難」であることを指摘したうえで、第一に「戦時中当該機械設備によつて実行すべき注文の総数量又は総作業時間を見積り、これを基礎として償却」を行う「比例法」を、第二に「利益の多い間に多額の償却」を行う「利益償却法<sup>(11)</sup>」を、第三に財政的見地から「定率法<sup>(12)</sup>」を採用すべきと述べている。利益償却法については、「理論的には減価償却額が利益決定の要素で、それは利益処分ではないのであるから、償却額を利益に依存せしめることは誤りと云わねばならぬ」としながらも、「戦時中軍需企業は過度の操業をなし、大体それに比例して多くの利益を獲得し得る状態にあるから、これを以つて特別償却をなし、将来来るべしと予想される反動に対する一つの対策たらしめることは非難すべきでない」とも述べている。これらの償却方法の中で、比例法が最も適当であるとし、そうでなければ、戦争の継続期間又は当該資産の使用可能期間を見積もって、その期間に均分するのが適当であるとの認識を示した（田島 1939, 127-131 頁）。

田島（1939）では、戦時体制下という特殊な環境において、償却を促進させる施策をとりべきとの立場をとり、必要に応じて「正規の減価償却」からの乖離を認めるべきとの主張が一部に見られた。

次に、神馬（1940）を取り上げる。本書において、一つの章を「戦時経済と減価償却」として紙面を割き<sup>(13)</sup>、戦時体制下におけるあるべき減価償却の姿を示した。戦時体制に突入しているドイツの現状<sup>(14)</sup>を紹介しつつ、日本における減価償却のあるべき姿を示した（神馬 1940, 449-479 頁）。企業が固定資産の減価償却をする目的を「通常の減価償却」「非常の減価償却」「利益の確保」の3つに分類し、説明を試みている。

「通常の減価償却」とは、「平時経済の場合の減価に対する償却であり、生産設備に不足なく、労働の熟練も好適である場合の所謂通常の減価償却」であ

るとした。「非常の減価償却」とは、「主として戦時と云ふ特殊事情にありて、時局下に於ける軍需品その他の生産拡充に対して要求せらるゝ生産品の供給に当つて、限られたる既設・備の酷使により、不熟練労働者の多数の参加による無理解なる操作により、或は、新設または増設による設備の平和時への転換性の薄弱なる等による新減価の償却」であるとした。「利益の留保」は、「決算期に於て真実の減価と関係なく、減価償却なる名目の許に過剰の償却をなし、以て利益を留保すること」であり、結果として、「設備財が過少に評価」されることから「秘密積立金が設定」されることになると述べている（神馬 1940, 454-455 頁）。

これらの説明をふまえ、減価償却の概念が「固定資産が一定年後に廃棄される際に、各期の損益計算上計算される各期の費用としての原価の合計が、最初の支出と残骸価格との差額を補填すること」にあるから「減価償却は事業の存続する限り、個々の資産が売却されない限り、外部からの価格変動は減価額を変更せしむるものに非らずして、その耐用命数のみが影響する」ため、「減価償却額を定むるに当つては、廃棄されるに至るまでの年限内にその取得価格が残骸価格に等しくなるやうに計算すべきことは、損益計算書上減価把握の根底」であると指摘している。そして、「戦時の場合には…（中略）…戦時特殊の事情によつて、資産の耐用命数を著しく縮減することであるから、平時経済下の耐用命数を基礎としたる減価償却では適当でない。」「こゝに非常の減価償却をなす必要が起るのであつて、最初に予期した以上の償却をすることが正しい」とし、減価償却の促進を主張した。さらに、「減価償却の名目の許に利益を留保することは、会計上の理論には反するが、企業財政の将来を考へて秘密積立金を作る場合に採らるゝ方法<sup>(15)</sup>」の必要性を訴えている。（神馬 1940, 454-456 頁）。

神馬（1940）においては、戦時体制を考慮し、減価償却期間の短縮を主張した。さらに、「会計上の理論」に反する償却方法、つまり「正規の減価償却」とは乖離することもやむを得ないとの立場をとっていた。

次に沼田による固定資産・減価償却に係る一連の文献（1939, 1940, 1944）を取り上げる。

沼田は、減価償却計算について、「形式的に見ると固定資産に対する代価を費用として毎回会計期間に割当負担せしむると共に、固定資産の用役性の減少によつて生ずるその価値の下落に伴つて、其の資産価格を順次引下げて行く会計方法」（沼田 1940, 187 頁）と説明する。そして、減価償却の実情について、「今日の償却方法に就て会計学者の支持が殆ど無いに拘らず、実業会に於ては償却が利潤によって支配されることが頗る多い事情にあるのは如何なる理由によるであらうか」（沼田 1939, 143 頁）と述べ、（会計学者の考える）理論と、実務との乖離を嘆いている。

沼田（1940）においては、とくに紙面を割き、戦時経済と固定資産会計との関係を説明している。戦時経済における固定資産の会計問題<sup>(16)</sup>の一つとして、「軍需品生産事業は概ね急速な需要の激増のため激甚なる生産設備の使用を行ふから一般の耐用命数を期待することが出来ない。故に之を会計々算特に減価償却上如何に見込むか」を挙げている。そして「物質的消耗に基く耐用命数の縮小」することにより問題は解決されると主張した<sup>(17)</sup>（沼田 1940, 518 頁）。他方、陸軍原価計算要綱・第十六条の一（減価償却規定）<sup>(18)</sup>における「減価償却ハ営業成績ノ如何ニ拘ラズ予メ定ムル所ノ計算方式ニ依リテ行フベキモノトス」の一文を紹介し、「減価償却は営業成績に無関係に行はれ…（中略）…所謂利潤基礎の償却の如きは許されない」（沼田 1940, 527 頁）とも述べている。

沼田（1944）においては、1942年施行の会社固定資産償却規則のほか、企画院原価計算要綱に於ける原価としての償却費の規定、企画院財務諸表準則草案に於ける固定資産の貸借対照表の表示規定、さらに、税務当局の規定・内規・通牒などを含め、経理統制下における減価償却について詳細な解説を試みている<sup>(19)</sup>。

沼田（1939, 1940）においては、戦時体制下という特殊な環境下において、減価償却の促進の必要性を主張しつつも、「正規の減価償却」は守られなければならないとの立場をとっている。

上記のように本章では、戦時期の減価償却に係る文献、具体的には田島（1939）、神馬（1940）、沼田（1939, 1940, 1944）を取り上げ、統制経済下において減価償却がどのように認識されていたのか、減価償却行動がどうあるべきと考えられていたのかを概観した。これらの文献に共通するのは、戦時経済という特殊な環境において、需要の増加と、それに伴う固定資産の消耗から、減価償却の促進を図るべきだとの論調であった。ただし、「正規の減価償却」に対する考え方については、温度差があるように見受けられる。田島は、利益の多い間に多額の償却を行う利益償却法を挙げ、神馬は結果的に秘密積立金が積みあがるような減価償却の計上を是認した。他方、沼田は、減価償却の促進を、あくまでも「正規の減価償却」の範疇で行うべきだと主張している。

### Ⅲ 王子製紙を事例とした減価償却の実務

#### (1) 先行研究にみる王子製紙の減価償却

I章において取り上げた久野（1971a）では、王子製紙の事例を取り上げている。王子製紙では、明治35年下半年（第57期）決算ではじめて、「損益決算表」の「支出ノ部」（費用）に「固定資産消却高」1,108,146円81銭を計上した<sup>(20)</sup>（久野1971a, 190頁）。

明治35年下半年に累積的な償却額を費用に計上したものの、つづく二会計期は欠損であり、さらにその後の二会計期も利益額が少額で、償却を実施していない。明治38年下半年の増益を機に、「機械償却積立金」15,000円を利益処分で積み立てている。この積み立ては、明治39年下半年までの間、毎月10,000円ずつ定額で実施されている。しかし、明治40年上半年以後は全くこの積み立てが実施されていない（久野1971a, 190-191頁）。

明治45年上半年に106,025円72銭の「各工場固定資産其他消却」が計上されている。これは、「損益計算書」の末尾差額を「当期利益金」とすること、「利益金処分案」で当季利益金から「各工場固定資産其他消却」の額を差し引いて「当期純益金」を計上し、これに「前期繰越利益金」を加算して「合計額」を

算出し、これを積立金や配当金として処分した内容を示していた(「当期利益金」は「償却前利益」となり、「当期純益金」は「償却後利益」となる)。「これに類する処理は、当時の企業で一般にみられたもの<sup>(21)</sup>」(久野 1971a, 190-192 頁)であった。さらに、大正元年下半期決算で、再び減価償却費を費用に計上することになった。損益計算書の「支出之部」(費用)に「雑損失並固定資産消却金」264,251 円 24 銭が費用に計上された(久野 1971, 189-190 頁)。

山口(1997 ほか)は、王子製紙の決算報告書を用いた事例研究の一部において、減価償却の運用状況に言及している。ただし、本研究の主目的は、帳簿組織や操業管理を明らかにすることに置かれており、減価償却に関しては、その計上金額の概要を示し、その根拠について推測するのみにとどまっている。

王子製紙中部分社における 1900 年から 1924 年の決算報告書からは、固定資産の減価が随時行われていたことが明らかになっている。1901 年 -1902 年、1904 年 -1910 年、1915 年 -1916 年における償却後の資産価額は、端数のない何百円、何十円という数値が多く、償却は規則的な方法で行われたわけではなかった。また、資産の償却費が損益勘定に計上した例は見当たらないと指摘している(山口 1999, 94-96 頁, 120-123 頁)。

王子製紙大阪分社都島工場における 1935 年の決算報告書からは、固定資産総括表から減価償却が確認されている。減額金額(償却額)が 6 万円と端数がないことから、まず減額金額が決定され、各資産に金額が割り振られたものと推測され、規則的な減価償却ではない可能性が高いと指摘している。また、償却額が損益勘定にかかわった形跡はなかった(山口 2000, 156-157 頁)。さらに、1941 年下半期以前の償却額はほとんど 1 万円単位で端数が発生していないことから、利益に連動した償却であり規則的な償却ではなかったと推定している。1943 年臨時下期決算では、月割計算を行っている様子が読み取れ、一部の償却に規則性がある可能性を指摘している(山口 2001, 87-90 頁)。

王子製紙朝鮮工場における 1941 年下半期以降の決算報告書では、固定資産増減総括表で資産の除却と資産価値の減少による簿価の減額が行われているが、規則的な減価償却ではない可能性が高いとしている。償却のうち、原価外

償却は損益計算に関係していないが、原価算入分は損益勘定にかかわっており、原価外の固定資産の減額は本社勘定の減額と考えられていたのではないかと指摘している（山口 2003, 112-113 頁）。

王子製紙大泊工場においても、朝鮮工場決算報告書と同様の傾向がみられ、1934 年上期から 1941 年上期に至るまで、端数のないラウンドナンバーである「消却」「減価償却費」が計上されていた（山口 1997, 124-131 頁）。

久野（1971a）が示した王子製紙における明治終盤における事例からは、利益に連動した減価償却の処理がみられた。また、利益処分による減価償却の計上は、他企業にもみられる典型的な減価償却処理であったと指摘される。さらに山口による一連の事例研究からは、王子製紙工場において、長年にわたり裁量をもって減価償却が実施されていた一端をうかがうことができる。他方、1941 年以降の工場決算報告書からは、一部に減価償却の処理に変化が見られることを示している。

## (2) 王子製紙工場決算報告書にみる減価償却

王子製紙の減価償却については、前節において取り上げた先行研究のほか、拙稿（2016 ほか）において、工場の決算報告書を用いて、戦前・戦時期における実務の一端を明らかにしている。

王子製紙苦小牧工場決算報告書の分析からは、昭和 16 年（1941 年）上期以降の決算報告書において、会計諸表に変化<sup>(22)</sup>がみられ、減価償却に関する会計処理の変化が確認された。それまではラウンドナンバー額による計上額であり、まず償却金額が決定され、各資産に金額が割り振られる方式を採っていたことが推察される。昭和 16 年下期以降は、減価償却費が端数まで算出されるようになった。戦時体制下に入り、何らかのルールに基づき、固定資産の項目ごとに端数まで計上され、各固定資産項目の減価償却額を積み上げた結果が、工場全体における償却額となったと考えられる。また、昭和 17 年（1942 年）下期には、固定資産の勘定科目を会社固定資産償却規則（1942 年施行）の条文に列挙されている科目名に一致させる変化を確認することができる。同規則

の影響を強く受けていることが考えられる。他方、Ⅱ章でみたような、戦時体制下に論点として挙がっていた「償却の促進」はとくに確認できない<sup>(23)</sup>(山下2016, 107-118頁)。

王子製紙苫小牧工場電気部決算報告書からは、昭和11年(1936年)上期から昭和20年(1945年)下期に至るまで、一貫して減価償却費が経費の一項目として認識され、利益処分ではなく損益項目として扱われてきた、その計上金額は、昭和16年上期までは、200,000円であり、端数は確認できない。昭和16年下期以降は、端数が生じている。ただし、「償却の促進」は確認できない(山下2015, 108-116頁)。

王子製紙伏木工場においては、昭和16年上期に60,000円という端数のない減価償却額が確認できる。昭和16年下期以降は昭和20年下期にいたるまで、継続して銭単位までの端数をもった減価償却費の計上が確認された。また、工場決算報告書からは、昭和17年下期以降に固定資産に係る勘定科目が変化し、会社固定資産償却規則に列挙された名称に合わせていることが確認された。一部に定額法と推測できる規則性のある運用が確認されるなど、「正規の減価償却」を行っている痕跡が確認された。ただし、「償却の促進」はみられない。(山下2021, 51-59頁)。

固定資産に係る勘定科目については、他工場においても同様の変化がみられる。王子製紙の苫小牧工場・八代工場・熊野工場・神崎工場において、昭和17年下期の工場決算報告書からは、会社固定資産償却規則の第三条に列挙された科目名に一致させるような変更がみられ、固定資産に係る勘定科目の標準化が進んだ(山下2020, 1-10頁)。

上記の複数の工場決算報告書から明らかになった点に共通するのは、いずれも1941年から1942年にかけての変化である。それまではラウンドナンバー額による計上額であり、まず償却金額が決定され、各資産に金額が割り振られる方式を採っていたものと考えられる。ラウンドナンバー額による計上は、利益の多寡などを考慮し、減価償却費が裁量をもって計上され、各資産に金額が割り振られていた。昭和16年下期以降は、何らかのルールに基づき、固定資産

の項目ごとに端数まで減価償却が計算され、各固定資産項目の減価償却額を積み上げるように変化した。複数の工場において、同時期に、固定資産に係る会計諸表や会計処理に変化が見られた。これらの変化は、会社経理統制令（1940年施行）や会社固定資産償却規則（1942年施行）の影響を受けたものと考えられる。とくに、工場決算報告書における固定資産に係る勘定科目が、会社固定資産償却規則の第三条に列挙された科目名との一致が確認できるなど、同規則の影響を大きく受けていたことがうかがえる。しかし、Ⅱ章において取り上げた、戦時統制下における減価償却のあるべき姿として認識された「減価償却の促進」の傾向はみられなかった。あくまでも諸法令にのっとり減価償却を実施していたのであろう。戦時期の論稿で指摘されていたように、税法との関連で、償却の促進を行うことができなかったのかもしれない。

王子製紙工場における事例をみる限り、「減価償却を促進させるべき」という戦時期に議論された「理論」は、「実務」に反映されなかったといえる。他方、減価償却を実施する固定資産の項目は増加し、その計上金額には端数がみられ、一部の処理に規則性を見出すことができることから、「正規の減価償却」に近づきつつあったことが指摘できよう。王子製紙工場決算報告書を用いた減価償却の事例研究は、当時の実務の一端を明らかにし、「正規の減価償却」の定着が見られつつあった証左を示すことができた点において、会計史研究上の貢献として意義を持つと考える。

## おわりに

本稿は、明治維新以降から昭和初期における減価償却の実務に係る先行研究を概観したうえで、戦時統制下において減価償却がどのように認識されているかを当時の文献から示した。さらに、戦時期の王子製紙工場決算報告書にみる減価償却の運用状況を明らかにした事例研究が、どのような意義があるのかを検討した。

明治以降、昭和初期に至るまで、企業の減価償却は裁量をもって行われ、そ



の計上金額はラウンドナンバーであることが多かった。減価償却費の計上は、当該決算期の利益金額の多寡に影響を受けていたと考えられるが、近年、その行動は、企業の所有構造の違いや、外債発行などの要因に影響を受けていたことが明らかになっている。

戦時期には、戦時体制下という特殊な環境で、「減価償却の促進」という論調が見られた。しかし、戦時期における王子製紙工場決算報告書からは、このような会計処理はみられない。むしろ、減価償却の計上金額には端数がみられるようになり、会計処理の一部に規則性を見出すことができることから、「正規の減価償却」に近づくような減価償却行動が見られた。これは、会社固定資産償却規則などの戦時統制下に策定された諸法令の影響が強いと推測される。王子製紙工場における減価償却の事例研究は、戦時期において「正規の減価償却」の定着が一部に見られつつあった証左を示すことができた点において意義があると考えられる。

本稿では、王子製紙工場決算報告書を用いた減価償却の実務に係る事例研究の位置づけを検討した。しかし、史料の制約等があり、王子製紙本社と工場との関係性は明らかになっていない。王子製紙全体における減価償却行動の検討が、今後の課題となる。

## 参考文献

- 伊藤邦雄 (2022) 『新・現代会計入門 第 5 版』日経 BP 日本経済出版。
- 伊原隆 (1942) 『会社固定資産償却規則解説』ダイヤモンド社。
- 小野武美 (2008) 「株式会社の所有構造と減価償却行動—戦前期わが国企業の計量分析—」, 『東京経大会誌—経営学—』第 258 号, 145-155 頁。
- 北浦貴士 (2012) 「両大戦間期日本の電力外債と外債発行電力会社の減価償却行動」, 『歴史と経済』第 54 巻第 4 号, 17-33 頁。
- 北浦貴士 (2022) 「1930 年代前半における日本興業銀行の役員派遣企業の減価償却」, 『会計プロGRESS』第 23 巻, 69-83 頁。
- 佐藤信彦・川崎照行・齋藤真哉・柴健次・高須教夫・松本敏史編著 (2022) 『スタンダードテキスト財務会計論 I (基本論点編) 第 15 版』中央経済社。
- 神馬新七郎 (1940) 『減価償却の実務』ダイヤモンド社。
- 田島四郎 (1939) 「戦時企業の減価償却」, 日本会計研究学会編『戦時体制下の会計問題』

## 戦前・戦時期における減価償却の理論と実務（山下）

森山書店，113-139頁。

高寺貞男（1974）『明治減価償却史の研究』未来社。

中村将人（2020）「日本における減価償却」，野口昌良・清水泰洋・中村恒彦・中村正人・北浦貴士編『会計のヒストリー 80』中央経済社。

中村清（1953）「秘密積立金の効用と弊害」，『立教経済学研究』第7巻第1号，155-166頁。

沼田嘉穂（1939）『減価償却法研究』森山書店。

沼田嘉穂（1940）『固定資産会計』ダイヤモンド社。

沼田嘉穂（1944）『統制法規に基く減価償却』経済図書。

橋本尚・山田善隆（2022）『IFRS 会計学基本テキスト 第7版』中央経済社。

久野秀男（1971a）「日本減価償却生成史の実証研究（1）」，『学習院大学経済論集』（学習院大学経済学会）第7巻第2号，181-207頁。

久野秀男（1971b）「日本減価償却生成史の実証研究（2）」，『学習院大学経済論集』（学習院大学経済学会）第8巻第1号，3-34頁。

久野秀男（1972a）「日本減価償却生成史の実証研究（3）」，『学習院大学経済論集』（学習院大学経済学会）第8巻第3号，43-86頁。

久野秀男（1972b）「日本減価償却生成史の実証研究（4・完結）」，『学習院大学経済論集』（学習院大学経済学会）第9巻第2号，51-82頁。

山口不二夫（1997）「王子製紙大泊工場の決算報告書にみる原価計算と操業管理の展開 1934年から1944年」，『青山国際政経論集』第40号，27-136頁。

山口不二夫（1998）『日本郵船会計史 財務会計篇』白桃書房。

山口不二夫（1999）「王子製紙中部分社の決算報告書にみる操業管理と原価計算 1913年から1924年」，『青山国際政経論集』第45号，79-127頁。

山口不二夫（2000）「王子製紙大阪分社都島工場の操業管理と原価計算 1916-1935年」，『青山国際政経論集』第51号，117-204頁。

山口不二夫（2001）「王子製紙大阪分社都島工場の操業管理と原価計算の展開 1941年-1947年（2）」，『青山国際政経論集』第53号，87-117頁，2001年。

山口不二夫（2003）「王子製紙朝鮮工場の操業管理と原価計算の展開 1935年-1943年（下）」，『青山国際政経論集』第61号，103-130頁，2003年。

山下修平（2014）「近代日本における減価償却の変遷—大規模製紙業を事例として—」，『秀明大学紀要』第11号，110-132頁。

山下修平（2015）「戦時期における減価償却—王子製紙苫小牧工場電気部を事例に一—」，『秀明大学紀要』第12号，97-120頁。

山下修平（2016）「戦時期の減価償却—固定資産における勘定明細の分析—」，『秀明大学紀要』第13号，103-124頁。

山下修平（2018）「戦時期日本の経理統制下における減価償却の実務—王子製紙決算報告書を用いた固定資産の勘定明細の分析—」，『会計史学会年表』第36号，125-138頁。

山下修平（2020）「戦時期日本の経理統制下における勘定科目の標準化—大規模製紙業を事例に一—」，『簿記研究』第3巻第2号，1-10頁。

山下修平（2021）「戦時期における王子製紙伏木工場の会計実務—工場決算報告書の分析から—」、『国士舘大学経営論叢』第11巻第1号，47-61頁。

本稿は、JSPS 科研費 JP19K02018 基盤研究（C）（研究者代表：山下修平，研究調査課題「戦時期日本における会計実務の植民地への展開に関する研究」）を用いて調査を行った成果の一部である。

## 注

- (1) アレキサンダー・アラン・シャンド（Alexander Allan Shand）。1873年に『銀行簿記精法』を出版し（講述），日本の簿記実務に大きな影響を与えた。当時は大蔵省紙幣寮検査官であった。
- (2) 1877年に制定された社内の会計規定である「郵便汽船三菱会社簿記法（三菱簿記法）」。当時においては，先駆的な社内会計規定であった。船舶については年率10%，建物については年率10%以下の定率法による減価償却（「減価」と表現された）が規定された（山口1998，1-2頁，11-16頁）。
- (3) 第78回報告（自大正14年6月至大正14年12月），第79回報告（自大正15年1月至大正15年6月），第80回報告（自大正15年6月至昭和元年2月），第81回報告（自昭和元年2月至2年6月），第89回報告（自昭和6年1月至6年6月）の5回分のデータが示されている。
- (4) 秘密積立金とは，「貸借対照表又は会計帳簿に表示されない積立金」（中村清1953，155頁）である。負債や費用の過大計上，資産や収益の過少計上によって生じる。減価償却費を過大に計上することにより，秘密積立金が生じることとなる。秘密積立金は，政策的に行われるもので，客観的な会計処理ではない。秘密積立金には，租税負担の抑制や，株主からの配当の要求の抑制，利益の平均化など効用が得られる（中村清1953，155-166頁）。
- (5) 小野（2008）は，株式会社を，大株主が直接経営にあたる「所有経営者企業」，大株主とは別の専門経営者が経営に当たる「専門経営者企業」，そして財閥系の持株会社を含む法人大株主が筆頭大株主企業である企業を「法人大株主企業」として分類し，分析を行った。
- (6) 社債引受会社は，会計プロフェッションに依頼して，監査を実施していた。契約条項に基づいた減価償却を実施しているかを監視していたことが，継続的な減価償却費の計上につながっていた。この場合の会計プロフェッションとは，イギリスの勅許会計士事務所である「Harold Bell, Tayloy, Bird&Co.」や，アメリカの公認会計士事務所である「Price Waterhouse&Co.」「Haskins&Sells」などの英米の専門家であった（北浦2012，27-30頁）。
- (7) 「機械設備の耐用寿命数減縮の原因をなす諸種の事象」として，「1. 適時に修繕を行ふ機会がなくなり，又正常状態を維持するに必要な手入をなす機会を奪ふ。

## 戦前・戦時期における減価償却の理論と実務（山下）

（加ふるに修繕材料の購入も困難である。）2. 機械に休養時間を与へないと、所謂 *mechanical fatigue* の現象を惹起す。3. 二交代制乃至三交代制の下に於いては、取扱上責任が分割せられ、職工が他人に責任転嫁をなし、自分一人で受持つてゐる時の如く取扱に最新の注意を払はない。且必然的に同一機会に二人以上の職工が関係することになるが、この際彼等が全く同一方法で機械設備を運用することは頗る困難である。4. 生産拡充と従業員の応召とは、相俟つて、労働不足を来し、一方には早出・残業等の労働強行を他方には熟練工の争奪戦を結果する。然るに残業は職工能率の減殺を、又不熟練工の使用従つて職工素質の低下も同じ結果を招来する。」の4点を挙げている（田島 1939, 116 頁）。

- (8) 「或製鋼所が一日十時間作業十ヶ年使用可能の設備が、一日二十四時間作業では五ヶ年以上耐用せず、従つて償却率を倍加せねばならなかった」Sandersの「*Cost accounting for Control 1924 p. 197*」が紹介されている。また、アメリカの大西洋造船家組合の減価委員会による「正業減価償却率が一日八時間を標準として定められた場合、作業一時間を延長する毎に、正常率の六・二五%づつ増すことを奨励している」点に言及している（田島 1939, 119 頁）。
- (9) 税務に関して、日本においては損金の計上が認められないことを想定している。他方、大戦中の英国の税務当局においては、減価償却の弾力性を認めている点を指摘している（田島 1939, 124-126 頁）。
- (10) 商工会議所による償却年限短縮の陳情がある点に言及している。中外商業新報が報じた、大阪商工会議所による政府に対する陳情（固定資産償却年限短縮問題の具体案）に言及している（田島 1939, 124-125 頁）。
- (11) 利益償却法については、「我国の實際家によつて可成り広く行われてゐる」（田島 1939, 129 頁）と指摘されている。
- (12) 定率法については、「新機械設備はその新しい間に大半の償却がなされるから、その廃棄が早く到来してもそれによつて受くる打撃が少なくて済む」（田島 1939, 129-130 頁）と、その利点が挙げられている。
- (13) 神馬（1940）は、13の章によつて構成される。このうち、第13章において「戦時経済と減価償却」が掲載されている。
- (14) 神馬（1940）において、1938年以降のドイツの状況を紹介している。ドイツは1939年9月にイギリス・フランスと戦争状態に入ったことから、1938年以降の状況を準戦時体制下であるとし、「一 法人所得税の引上及び所得査定厳格化等による、租税負担が重くなったこと」「二 新生産設備の建設拡充資金に困難を生じたこと」「三 物価の騰貴は生産原価を漸増せしめ、基礎産業の業績を低下せしめるに至つたこと」「四 生産設備の過度の使用による、減価率を増加せしめるに至つたこと」の問題が生じたことを指摘している（神馬 1940, 449-456 頁）。
- (15) 秘密積立金を作る長所として「目前の好配当を抑制して将来に備へること」、短所として「利益を縮小ならしめ、真実の損益を表示しないこと」が挙げられ

- ている（神馬 1940, 456 頁）。
- (16) 減価償却の問題のほかにも2つの問題点、「戦争は概ね物価高を来す。この物価高時代に於て建設した固定資産は将来物価の低落あることを予想するを要し、如何にしてその会計処理を行ふべきや」「特に戦争勃発又は戦争勃発が相当濃厚に予想されるに至つてから、所謂戦争を見越して建設した固定資産、其他戦争利用の一般固定資産は戦争終了によつて軍需品の需要減少のため生産力の低下し、設備の収益価値が縮小することを予想しなければならないが、この危険即ち戦時特別の危険を如何に処理するか」を挙げている（沼田 1940, 518 頁）。
- (17) ただし、税法において是認されるかが問題となると指摘している。なお、税務当局（主税局）は 1938 年に時局関係産業固定資産減価償却堪久年数表を通牒した。沼田は「此の年数表が果して当を得るるか否かは技術的立場から別の問題として視なければならぬ」（沼田 1940, 518 頁）と指摘している。
- (18) 陸軍原価計算要綱第十六条の一は以下の通り。「減価償却トハ經常ノ減価償却ヲ意味シ固定資産ノ原価、耐用命数及残存価格ヲ測定シ当該固定資産ノ原価ヲ毎期継続的ニ減額シ以テ投下資本ノ回収ヲ為スコトヲ謂フ 減価償却ハ營業成績ノ如何ニ拘ラズ予メ定ムル所ノ計算方式ニ依リテ行フベキモノトス」（沼田 1940, 526 頁）
- (19) 沼田（1944）においては、「本書は償却に関する実務上の一般的説明を行ふことに努力した」「純会計理論若くは当面の実用なき会計方法に就ては、会計学上は等閑に附し得べからざるものであるが、本書の目的上削除した」（沼田 1944, 2 頁）と記述し、戦時下におけるあるべき減価償却の姿を示すことは抑え、経理統制下における減価償却実務の解説に徹している。
- (20) 償却費を費用計上していた。ただし、「収入ノ部」の合計が約 90 万円であるのに対し、「固定資産消却高」は 110 万円を超え、「当季損失金」の大部分を占めており、「すこぶる異常」（久野 1971a, 190 頁）であった。
- (21) 王子製紙における明治 45 年上半年期決算から採用した方式は、大正末年頃でも他の会社でも見られた。他に、片倉製糸紡績における営業報告書（自大正 10 年 4 月至同 11 年 3 月）の事例が紹介されている（久野 1971a, 189-192 頁）。
- (22) 昭和 16 年上期に、会計諸表の名称の変化が確認できる。たとえば、固定資産の概要を示した「固定資産総括表」は、「固定資産増減総括表」に名称を変化させ、紙面を充実させている（山下 2016, 107-108 頁）。
- (23) 「機械」を例に、償却前簿価に対する償却額の割合を挙げると、昭和 13 年（1938 年）上期:6.2%, 昭和 13 年下期:6.4%, 昭和 14 年上期:5.3%, 昭和 14 年下期:3.7%, 昭和 15 年上期:3.3%, 昭和 15 年下期:3.0%, 昭和 16 年上期:3.1%, 昭和 16 年下期:4.2%, 昭和 17 年上期:2.6%, 昭和 17 年下期:2.6% であった。このように、償却前簿価に対する償却額の割合の上昇は見られない。ただし、「建物」では、償却を行っている項目数の増加は見られる。帳簿価格の大きな建物を中心に、減価償却を実施する項目が増加していることが確認できる（山下 2018, 130-133 頁）。